

精華町長からのご意見

精華町長からの意見交換実施の申し入れと意見提出に関する経緯

第 17 回淀川部会 (7/31): 河川管理者より、「精華町長から意見交換に来て欲しいとの申し出があった」と申し入れがあった。

10 月中旬: 上記申し入れに対する部会としての対応について、委員の中での持ち回り審議 (文書にて賛否を問う形式での審議) を行い、部会から精華町殿に対して文書にて返答を行いました (審議結果および返答内容は P 2 別紙 1 を参照ください)。

第 19 回淀川部会 (10/29): 持ち回り審議の状況を部会にて報告。

11/6: 精華町長より 11 月 5 日付の淀川部会長宛の文書にて「部会にて意見陳述をさせて頂けないか」との申し入れがあった。(P 3 別紙 2 を参照ください)。

11 月上旬: 部会長判断で、第 20 回淀川部会 (当初 11/29 を予定) に、精華町長をお呼びし、意見発表頂くことを決定。精華町長にその旨を伝え、「第 20 回淀川部会 (11/29 を予定) に出席します」とのお返事を頂く。

11 月中旬: 提言案とりまとめの関係から、第 20 回淀川部会が 12/13 開催に変更になったため、その旨をお伝えしたところ、「議会があるため出席できるかどうか不確定な状況である。分かり次第ご連絡します」との返答があった。

12 月上旬: 精華町長より「議会の関係で第 20 回部会には出席できなくなった」との連絡があり、別紙文書、意見書を送付されました (P 4 ~ 7 別紙 3 を参照ください)。

持ち回り協議の結果

委員全員に、精華町殿に対して下記内容の文書にて返答することについての賛否を文書でお伺いしました。結果（10/25 現在）は下記のとおりで、賛成が過半数を超えました。

賛成 13（「時間的余裕がないので今回はこの応答でやむを得ない」「現時点では時間的にもご意見を文書で承る方が良いのだろうが、委員会、部会として積極的に出かけていく姿勢も重要。同様の意見の部会委員が他にもおられるなら有志で現地へ出向くのも一案かと思う」等の記述あり）

反対 1

どちらでも可 1

未返答 4

< 淀川部会からの精華町殿に対する返答 >

- ・ 中間とりまとめに対して多くの自治体や個人の方々からご意見を文書で頂いており、現在、最終提言をとりまとめるなかで参考にさせて頂いております。
- ・ 現段階では自治体を始めとする一般の方々との意見交換については各部会がそれぞれ主体となって試行的に行っています。中間とりまとめ以降では淀川部会で3回、猪名川部会で1回開催しています。
- ・ 精華町殿よりお話を頂いた件については、流域委員会全体として重要な問題であったので、委員会全体として対応するかどうかを、流域委員会の運営について検討する「運営会議」に諮りました。その結果、「自治体に対する意見聴取については各部会それぞれの判断にまかせる」と決定されました。
- ・ 淀川部会では、精華町殿よりお話を頂く前に、部会として一般の方々（自治体、住民、関係者など）と意見交換を行う「現地対話集会」の実施を決めておりました。前述の運営会議の決定がなされた時点では、淀川部会としての対話集会の実施スケジュールや内容がすでに決まっており、意見発表候補者のなかに精華町殿は入っておりませんでした。
- ・ 現時点では、部会として意見交換会等の実施は予定しておらず、精華町殿にお伺いする予定はありませんが、今後も一般の方々からの意見聴取は実施していく予定としていますので、その際には、精華町長よりそのようなご意見があったことを留意したいと存じます。また、できれば文書にしてご意見をお出し頂ければ幸いです。

< 別紙 2 1 枚目挿入 >

淀川水系流域委員会第20回淀川部会

精華町意見陳述

精華町は、京都府南部の奈良県生駒市と隣接したところに位置しています。地形的には、本町の西部と南部になだらかな丘陵地が広がり、東部の木津川左岸一帯には平坦な農地が広がり、里山の緑と木津川の清流など豊かな自然に恵まれ、町内には田園風景が今なお至るところに残っています。

精華町を流れる主要な河川は、すべて生駒山系に連なる精華町西部の丘陵地に源を發し、精華町東部の平坦地を流下し、一級河川木津川に流下しています。

木津川の精華町における利用は、上・下水道や農業用水という精華町住民の生活の源としての利用が主となっています。

精華町は、古くより農村的な地域社会として推移し、緩やかな都市化を経てきましたが、関西文化学術研究都市の具体化により、一躍全国的に注目を浴びる存在となりました。

関西文化学術研究都市は、大阪府、奈良県、京都府にまたがる京阪奈丘陵地において、近畿圏、更には我が国の文化・学術・研究の向上、創造的な産業技術の開発、うるおいと活力に満ちた自立性のある地域社会の形成、来るべき社会に対応しうる新しいモデル都市の創出等の諸課題にこたえうる新しい都市として整備するものであります。

関西文化学術研究都市は、国家プロジェクトとして、昭和62年5月に「関西文化学術研究都市建設促進法」が制定され、それに基づいた本格的な建設段階を経て、現在は一定の基盤整備が行われ、住宅開発促進に伴い、精華町では急速に人口が増加している状況であります。

社会情勢の変化、ライフスタイルや価値観の多様化による住民ニーズも多種多様化しており、その住民ニーズの一つである公園整備について、精華町にはスポーツ・レクリエーションの拠点となる大規模な運動公園が未整備という状況であります。

平成9年に精華町菅井地区にある木津川河川敷の堤外民地を所有する地権者の方々から、川と親しみ住民の憩いの場としての木津川河川敷の有効利用を図ることから、所有地を運動公園として整備してほしいという要望書が精華町に提出されました。

平成10年に「学研木津川運動公園促進委員会」が地権者主体で発足され、現在まで数回にわたり委員会等が開催され、この菅井地区の公園実現化について、大いに期待されております。

本計画地は、当時の「河川空間環境管理計画」の整備ゾーンに位置付けられており、河川管理者である国土交通省と河川敷公園整備の可能性等について協議を重ね、一定の了解を得られたことから、現在まで、事業手法や設計内容等の検討について、国土交通省や関係機関と協議を実施し、地元関係者の意見を伺いながら、精華町として調査・計画を進捗させ、事業化に向けた取り組みを行ってきました。

関西文化学術研究都市整備を具体化するための上位計画として「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」があり、その中に、木津川本川の整備について、河川空間は貴重なオープンスペースであることから、親水空間の創出等良好な河川環境の整備を図ると明記されていることから、本計画もその趣旨に基づき、調査・計画を進めてきました。

京都府内で関西文化学術研究都市に関係する自治体である京田辺市、木津町、精華町で「学研都市行政連絡会」を構成しており、情報交換や関係機関への働きかけを行ってきました。また、木津川に関係ある14市町村で「木津川治水会」を構成しており、木津川の治水事業推進に係る関係機関への働きかけを行っており、その中で、自然環境・親水環境及びレクリエーションゾーンの整備についても要望を行っています。

これら調査・計画や要望活動を行っていたところ、河川法改訂に伴い、淀川水系流域委員会が発足され、今後の河川のあり方を見直すということから、本計画については凍結するという連絡を国土交通省から受けました。

その内容を本計画関係地権者に伝えたところ、堤外民地の計画であることや現在まで国土交通省等の関係機関と前向きな協議をしていたがなぜ急にだめとなったのか納得がいかないという意見が出ました。

本計画地は、高水敷で高木や竹林が生い茂っており、住民が入っていけるようなところではなく、とても河川とのふれあいができない状況であります。

それらの高木や竹林について、河川敷地の支障物件ということから、出水の災害発生時による安全面の懸案も考えられると思います。その高木等は堤外民地のものであり、地権者との関係がどのようになるのかということも心配であります。

河川と密接な関係である農地や山林も大切であり、公園整備について、堤外地である河川敷がだめで、堤内地で整備を図るのは、農地・山林を潰すことになることも考えられます。

以上いろいろと意見等を述べさせていただきましたが、住民が川と親しむことができる貴重な場所である河川敷空間の有効利用を図るべく、地権者の意向も踏まえ、河川敷運動公園の整備について特段のご配慮をよろしくお願いします。